

第15回

郡家町・船岡町・八東町合併協議会

会議資料

日時：平成17年2月24日（木）午後1時30分から

場所：八東町就業改善センター 2階 集会室

第15回 郡家町・船岡町・八東町合併協議会次第

日 時 : 平成17年2月24日(木) 午後1時30分から
場 所 : 八東町就業改善センター 2階 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 第14回合併協議会以降の経過について

4 議 題

(1) 報告事項

報告第35号 一部事務組合等の取扱い調整内容の一部変更について

報告第36号 公共施設の名称について

報告第37号 補助金、交付金等(消防・住民・教育・人権関係)の取扱いの詳細について

報告第38号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いの詳細について

報告第39号 各種事務事業(下水道事業)の取扱いの詳細について

報告第40号 電算システムの整備状況について

(2) 説明事項

・新町における町長及び議会議員の選挙日程(予定)について

(3) 次回以降の開催日程

第16回合併協議会開催日程について

5 その他

6 閉 会

【目次】

議 題 表 示		頁
第14回合併協議会以降の経過について		3
報告事項		
報告第35号	一部事務組合等の取扱い調整内容の一部変更について	5
報告第36号	公共施設の名称について	当日 配布
報告第37号	補助金、交付金等（消防・住民・教育・人権関係）の取扱いの 詳細について	6
報告第38号	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いの詳細について	当日 配布
報告第39号	各種事務事業（下水道事業）の取扱いの詳細について	7
報告第40号	電算システムの整備状況について	10
説明事項		
新町における町長及び議会議員の選挙日程（予定）について		当日 配布
第16回合併協議会開催日程について		11

第14回合併協議会以降の経過について

平成17年2月22日 現在（予定を含む）

期 日	内 容
平成17年	
1月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第22回税務専門部会 ▪ 第11回会計分科会（総務専門部会）
1月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第28回総務分科会（総務専門部会） ▪ 第5回社会教育分科会（教育専門部会）
1月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第30回総務専門部会 ▪ 第7回建設水道専門部会 ▪ 第8回消防・防災分科会（総務専門部会）
2月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第14回人事・組織分科会（総務専門部会） ▪ 第15回農業分科会（産業専門部会）
2月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第23回税務専門部会 ▪ 第15回人事・組織分科会（総務専門部会）
2月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第31回幹事会 ▪ 第11回教育長会 ▪ 第10回広報・公聴分科会（企画専門部会）
2月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第16回農業分科会（産業専門部会）
2月7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第12回教育長会 ▪ 第16回人事・組織分科会（総務専門部会） ▪ 第8回電算・IT（電算）分科会（総務専門部会） ▪ 第9回商工観光分科会（産業専門部会）
2月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第17回人事・組織分科会（総務専門部会） ▪ 第12回会計分科会（総務専門部会） ▪ 第6回社会福祉（社会福祉）分科会（住民専門部会）
2月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第31回総務専門部会 ▪ 第24回税務専門部会
2月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第32回幹事会 ▪ 第5回林業分科会（産業専門部会）
2月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第11回広報・公聴分科会（企画専門部会）
2月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第4回住民専門部会

期 日	内 容
2月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第32回総務専門部会 ▪ 第8回選挙分科会 (総務専門部会)
2月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第33回幹事会 ▪ 第7回産業専門部会
2月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第29回総務分科会 (総務専門部会) ▪ 第13回会計分科会 (総務専門部会) ▪ 第17回農業分科会 (産業専門部会)
2月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第12回広報・公聴分科会 (企画専門部会) ▪ 第10回商工観光分科会 (産業専門部会)
2月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第18回農業分科会 (産業専門部会) ▪ 第34回幹事会 ▪ 第8回建設水道専門部会
2月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第30回総務分科会 (総務専門部会) ▪ 第6回社会教育分科会 (教育専門部会)
2月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第7回住宅・都市計画分科会 (建設水道専門部会)
2月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 第14回会計分科会 (総務専門部会)

報告第35号

一部事務組合等の取扱い調整内容の一部変更について、次のとおり報告する。

平成17年2月24日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会長 竹内弘人

一部事務組合等の取扱い調整内容の一部変更について

関係町と協議の結果、一部事務組合等の取扱いに係る調整内容を次のとおり一部変更したので報告する。

【変更後】

郡家町外三ヶ町し尿施設組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新町に引き継ぐ。

【変更前】

郡家町外三ヶ町し尿施設組合については、3町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に新たに加入する。

【変更の理由】

郡家町外三ヶ町し尿施設組合は、郡家町篠波にあるし尿中継槽の管理を行うため、郡家町、船岡町、八東町及び若桜町の4町で設置している任意の組合である。

当初、郡家町、船岡町、八東町の合併後は、八頭町と若桜町で同様の組合を設置し管理を行うこととしていたが、4町長の協議の結果、①構成団体が2町となること、②若桜町から委託を受けることで事務処理はできること、を理由に上記のとおり調整方針を変更することとした。

報告第37号

補助金、交付金等（消防・住民・教育・人権関係）の取扱いの詳細について、次のとおり報告する。

平成17年2月24日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会 長 竹 内 弘 人

補助金、交付金等（消防・住民・教育・人権関係）の取扱いの詳細について

補助金、交付金等（消防・住民・教育・人権関係）の取扱いの詳細について、別紙のとおり調整したので報告する。

参考資料：別添「第15回協議会 報告事項等参考資料」1頁～3頁参照

報告第39号

各種事務事業（下水道事業）の取扱いの詳細について、次のとおり報告する。

平成17年2月24日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会 長 竹 内 弘 人

各種事務事業（下水道事業）の取扱いの詳細について

各種事務事業（下水道事業）の取扱いの詳細について、別紙のとおり調整したので報告する。

郡家町・船岡町・八東町合併協議会の調整方針

【別紙】

協定項目	23. 各種事務事業の取扱い	事務事業項目	22. 下水道事業
細部事務項目		専門部会名	建設水道部会
調整方針	2. 施設受益者負(分)担金については、現在整備中の地域もあるため、当分の間現行のとおりとする。ただし、事業所については合併時に調整する。 3. 使用料金については、合併年度は3町それぞれの例により、平成17年度から次のとおり統一する。ただし、新町発足後5年以内に見直しを図ることとする。 (1) 一般家庭の基本料金は2,200円/月、加算料金は420円/人とする。 (2) 一般家庭以外の基本料金は2,200円/月、加算料金は合併時に調整する。		

現 況	具体的な調整の内容																																										
<p>事業所の受益者負(分)担金について</p> <p>【郡家町】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 域</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存住宅</td> <td>全区域</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>新規住宅</td> <td>〃</td> <td>既存住宅と同じ額</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>【船岡町】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 域</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">既存住宅</td> <td>船岡</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>破岩</td> <td>390,000円</td> </tr> <tr> <td>隼</td> <td>398,000円</td> </tr> <tr> <td>大伊</td> <td>398,000円</td> </tr> <tr> <td>新規住宅</td> <td colspan="2">既存住宅のそれぞれの区域と同じ額</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td colspan="2">〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>【八東町】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 域</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存住宅</td> <td>全区域</td> <td>処理区域ごとの事業費の7%で上限が320,000円</td> </tr> <tr> <td>新規住宅</td> <td>〃</td> <td>既存住宅のそれぞれの区域の額に1.2倍をした額</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>〃</td> <td>敷地1㎡当り450円で算出。下限が320,000円、上限が1,000,000円(新規事業所は、上記の1.2倍をした額)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 域	金 額	既存住宅	全区域	240,000円	新規住宅	〃	既存住宅と同じ額	事業所	〃	〃	区 分	区 域	金 額	既存住宅	船岡	220,000円	破岩	390,000円	隼	398,000円	大伊	398,000円	新規住宅	既存住宅のそれぞれの区域と同じ額		事業所	〃		区 分	区 域	金 額	既存住宅	全区域	処理区域ごとの事業費の7%で上限が320,000円	新規住宅	〃	既存住宅のそれぞれの区域の額に1.2倍をした額	事業所	〃	敷地1㎡当り450円で算出。下限が320,000円、上限が1,000,000円(新規事業所は、上記の1.2倍をした額)	<p>平成17年3月31日から、398,000円とする。</p>
区 分	区 域	金 額																																									
既存住宅	全区域	240,000円																																									
新規住宅	〃	既存住宅と同じ額																																									
事業所	〃	〃																																									
区 分	区 域	金 額																																									
既存住宅	船岡	220,000円																																									
	破岩	390,000円																																									
	隼	398,000円																																									
	大伊	398,000円																																									
新規住宅	既存住宅のそれぞれの区域と同じ額																																										
事業所	〃																																										
区 分	区 域	金 額																																									
既存住宅	全区域	処理区域ごとの事業費の7%で上限が320,000円																																									
新規住宅	〃	既存住宅のそれぞれの区域の額に1.2倍をした額																																									
事業所	〃	敷地1㎡当り450円で算出。下限が320,000円、上限が1,000,000円(新規事業所は、上記の1.2倍をした額)																																									

現 況		具体的な調整の内容										
一般家庭以外の使用料加算料金について		<p>郡家町の算出方式とし、水道使用量等の区分を下記のとおりとする。</p> <p>ただし、平成18年3月31日まではそれぞれ合併前の例により、平成18年4月1日から実施する。</p>										
【郡家町】												
基本料金 2,200円 (10 m ³ まで)	加算料金(水道使用料 1 m ³ 当たり)		<table border="1"> <tr> <td>基本料金 (10 m³まで)</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算料金</td> <td>50 m³まで</td> <td>120円/m³</td> </tr> <tr> <td>100 m³まで</td> <td>160円/m³</td> </tr> <tr> <td>100 m³超</td> <td>220円/m³</td> </tr> </table>	基本料金 (10 m ³ まで)	2,200円	加算料金	50 m ³ まで	120円/m ³	100 m ³ まで	160円/m ³	100 m ³ 超	220円/m ³
	基本料金 (10 m ³ まで)	2,200円										
	加算料金	50 m ³ まで		120円/m ³								
100 m ³ まで		160円/m ³										
100 m ³ 超		220円/m ³										
区 分												
	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	120円										
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	160円										
	101 m ³ を以上	220円										
【船岡町】												
基本料金	加算料金(1人当たり)											
2,600円	420円											
【八東町】												
基本料金	加算料金(1人当たり)											
2,000円	400円											

報告第40号

電算システムの整備状況について、次のとおり報告する。

平成17年2月24日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会長 竹内弘人

電算システムの整備状況について

八頭町における電算システムについて、調整方針に基づき下記のとおり整備を進めていることを報告する。

記

- 1) 業務名
例規集法令実務データベースシステム「じょうれいくん (R)」整備業務
- 2) 業務の内容
例規データベースシステムの構築を行うものである。
- 3) 契約金額
3,150,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 150,000円)
- 4) 契約先
東京都港区芝3-43-16ビリーヴ三田7F
株式会社クレストック
ソリューション事業部長 中澤秀俊
- 5) 発注元
鳥取県八頭郡八東町北山63番地1
郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会長 八東町長 竹内弘人

次回以降の開催日程

○第16回合併協議会

1 開催日時 平成17年3月16日(水) 15:00～

2 場 所 八東町就業改善センター 2階 集会室

公共施設の名称について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 24 日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会 長 竹 内 弘 人

公共施設の名称について

公共施設の名称について、別紙のとおり調整したので報告する。

公の施設の名称等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	郡家町役場	八頭町役場	総務課	八頭町役場の位置を定める条例
船岡町	船岡町役場	八頭町役場船岡庁舎	総務課	八頭町支所設置条例
八東町	八東町役場	八頭町役場八東庁舎	総務課	
八東町	八東町山村開発センター	八頭町山村開発センター	総務課	八頭町山村開発センター条例
郡家町	東郡家駅前駐輪場	東郡家駅前駐輪場	総務課	八頭町駐輪場条例
郡家町	郡家駅前駐輪場	郡家駅前駐輪場	総務課	
郡家町	国中一区駅前駐輪場	国中一区駅前駐輪場	総務課	
船岡町	船岡駅前駐輪場	船岡駅前駐輪場	総務課	
船岡町	集駅前駐輪場	集駅前駐輪場	総務課	
八東町	安部駅前駐輪場	安部駅前駐輪場	総務課	
八東町	八東駅前駐輪場	八東駅前駐輪場	総務課	
八東町	フルーツ広場	徳丸駅前駐輪場	総務課	
八東町	丹比駅前駐輪場	丹比駅前駐輪場	総務課	
船岡町	見槻集会所	見槻集会所	総務課	
船岡町	志子部集会所	志子部集会所	総務課	
八東町	鍛冶屋多目的集会施設	鍛冶屋多目的集会施設	総務課	
八東町	上日下部公会堂	上日下部公会堂	総務課	
八東町	上徳丸多目的集会施設	上徳丸多目的集会施設	総務課	
八東町	下日下部多目的集会施設	下日下部多目的集会施設	総務課	
八東町	下徳丸農林家活動促進センター	下徳丸農林家活動促進センター	総務課	
八東町	東多目的集会施設	東多目的集会施設	総務課	
八東町	三浦集会施設	三浦集会施設	総務課	
八東町	皆原農村婦人の家	皆原農村婦人の家	総務課	
八東町	八東町富枝公民館	富枝公民館	総務課	
八東町	八東町茂田公民館	茂田公民館	総務課	
八東町	新宿団地集会所	新宿団地集会所	総務課	
八東町	安井宿麒麟獅子舞伝承館	安井宿麒麟獅子舞伝承館	総務課	
船岡町	粟師団地集会所	粟師団地集会所	総務課	
八東町	志谷清流の館	志谷清流の館	総務課	
船岡町	水口でこの館	水口でこの館	総務課	
船岡町	橋本生活改善センター	橋本生活改善センター	総務課	
船岡町	下野生活改善センター	下野生活改善センター	総務課	
船岡町	郡家生活改善センター	郡家生活改善センター	総務課	
船岡町	上町多目的集会所	上町多目的集会所	総務課	
船岡町	中村加工交流センター	中村加工交流センター	総務課	
船岡町	大江多目的集会所	大江多目的集会所	総務課	
八東町	細見地区生活改善センター	細見地区生活改善センター	総務課	
八東町	日田構造改善センター	日田構造改善センター	総務課	

八頭町集落公民館条例

公の施設の名称等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	上私都保育所	上私都保育所	福祉課	
郡家町	中私都保育所	中私都保育所	福祉課	
郡家町	下私都保育所	下私都保育所	福祉課	
郡家町	たから保育所	たから保育所	福祉課	
郡家町	郡家保育所	郡家保育所	福祉課	
郡家町	国中保育所	国中保育所	福祉課	八頭町保育所条例
郡家町	大御門保育所	大御門保育所	福祉課	
船岡町	船岡保育所	船岡保育所	福祉課	
船岡町	集保育所	集保育所	福祉課	
八東町	安部保育所	安部保育所	福祉課	
八東町	八東保育所	八東保育所	福祉課	
八東町	丹比保育所	丹比保育所	福祉課	
船岡町	大江へき地保育所	大江へき地保育所	福祉課	八頭町大江へき地保育所条例
郡家町	郡家町保健センター	郡家保健センター	保健課	
船岡町	船岡町高齢者総合保健福祉センター	船岡保健センター	保健課	八頭町保健センター条例
八東町	八東町保健センター・高齢者健康増進センター	八東保健センター・高齢者健康増進センター	保健課	
八東町	八東町地域福祉センター	八東地域福祉センター	福祉課	八頭町地域福祉センター条例
郡家町	総合福祉施設多目的広場	郡家総合福祉施設多目的広場	保健課	八頭町総合福祉施設多目的広場条例
郡家町	郡家町営墓苑	八頭町営郡家墓苑	福祉課	
船岡町	船岡町営墓地	八頭町営船岡墓苑	福祉課	八頭町営墓地条例
郡家町	東市場集会所	東市場集会所	企画人権課	
郡家町	上万代寺集会所	上万代寺集会所	企画人権課	
郡家町	国中2区集会所	国中2区集会所	企画人権課	
郡家町	土師百井二集会所	土師百井二集会所	企画人権課	
郡家町	久能寺地区会館	久能寺地区会館	企画人権課	
船岡町	新庄地区会館	新庄公民館	企画人権課	
船岡町	集福地区会館	集福公民館	企画人権課	
船岡町	集福集会所	集福集会所	企画人権課	
船岡町	上野地区会館	上野地区会館	企画人権課	八頭町集会所条例
船岡町	新庄集会所	新庄集会所	企画人権課	
船岡町	下町五班集会所	下町五班集会所	企画人権課	
八東町	才代二集会所	才代二集会所	企画人権課	
八東町	中南集会所	中南集会所	企画人権課	
八東町	才代二公民館	才代二公民館	企画人権課	
八東町	東二公民館	東二公民館	企画人権課	
八東町	中南公民館	中南公民館	企画人権課	
八東町	下南公民館	下南公民館	企画人権課	
郡家町	郡家町老人憩の家 万代寺荘	老人憩の家 万代寺荘	企画人権課	
郡家町	郡家町老人憩の家 土師百井荘	老人憩の家 土師百井荘	企画人権課	
郡家町	郡家町老人憩の家 国中荘	老人憩の家 国中荘	企画人権課	
郡家町	郡家町老人憩の家 東市場長壽荘	老人憩の家 東市場長壽荘	企画人権課	
船岡町	集福老人憩の家	集福老人憩の家	企画人権課	八頭町老人憩の家条例
八東町	東二老人憩の家	東二老人憩の家	企画人権課	
八東町	下南老人憩の家	下南老人憩の家	企画人権課	
八東町	才代二老人憩の家	才代二老人憩の家	企画人権課	
八東町	中南老人憩の家	中南老人憩の家	企画人権課	
郡家町	郡家町隣保館	郡家隣保館	企画人権課	
船岡町	船岡町文化センター	船岡文化センター	企画人権課	
八東町	八東町隣保館	八東隣保館	企画人権課	八頭町隣保館条例

公の施設の名称等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	東市場児童館	東市場児童館	企画人権課	
郡家町	上万代寺児童館	上万代寺児童館	企画人権課	
郡家町	土師百井二児童館	土師百井二児童館	企画人権課	
郡家町	国中二区児童館	国中二区児童館	企画人権課	
船岡町	新庄児童館	新庄児童館	企画人権課	八頭町児童福祉施設条例
船岡町	上野児童館	上野児童館	企画人権課	
船岡町	隼福児童館	隼福児童館	企画人権課	
八東町	八東町児童館	八東町児童館	企画人権課	
八東町	下南児童館	下南児童館	企画人権課	
郡家町	東市場共同作業所	東市場共同作業所	企画人権課	
郡家町	上万代寺共同作業所	上万代寺共同作業所	企画人権課	
郡家町	土師百井二共同作業所	土師百井二共同作業所	企画人権課	
郡家町	国中二区共同作業所	国中二区共同作業所	企画人権課	
郡家町	東市場農機具保管庫	東市場農機具保管庫	企画人権課	
郡家町	上万代寺農機具保管庫	上万代寺農機具保管庫	企画人権課	
郡家町	土師百井二農機具保管庫	土師百井二農機具保管庫	企画人権課	
郡家町	国中二区農機具保管庫	国中二区農機具保管庫	企画人権課	
郡家町	郡家中山果樹栽培施設	郡家中山果樹栽培施設	企画人権課	
郡家町	私都しいたけ不時栽培施設	私都しいたけ不時栽培施設	企画人権課	
郡家町	国中畜産団地	国中畜産団地	企画人権課	
船岡町	船岡大型共同作業場	船岡大型共同作業場	企画人権課	
船岡町	隼大型共同作業場	隼大型共同作業場	企画人権課	
船岡町	大型農機具保管庫	船岡大型農機具保管庫	企画人権課	
船岡町	上野ライスセンター	上野ライスセンター	企画人権課	
船岡町	隼福ライスセンター	隼福ライスセンター	企画人権課	
船岡町	新庄ライスセンター	新庄ライスセンター	企画人権課	
船岡町	船岡町しめじ栽培施設	船岡しめじ栽培施設	企画人権課	
船岡町	新庄果樹栽培施設	新庄果樹栽培施設	企画人権課	八頭町地域改善対策事業施設条例
船岡町	下町五班農機具保管庫	下町五班農機具保管庫	企画人権課	
八東町	才代二権草不時栽培施設	才代二権草不時栽培施設	企画人権課	
八東町	東二権草不時栽培施設	東二権草不時栽培施設	企画人権課	
八東町	下南権草不時栽培施設	下南権草不時栽培施設	企画人権課	
八東町	中南権草不時栽培施設	中南権草不時栽培施設	企画人権課	
八東町	八東町大型共同作業場	八東町大型共同作業場	企画人権課	
八東町	才代二農機具保管施設	才代二農機具保管施設	企画人権課	
八東町	東二農機具保管施設	東二農機具保管施設	企画人権課	
八東町	中南農機具保管施設	中南農機具保管施設	企画人権課	
八東町	下南農機具格納庫	下南農機具格納庫	企画人権課	
八東町	才代二東二ライスセンター	才代二東二ライスセンター	企画人権課	
八東町	中南下南ライスセンター	中南下南ライスセンター	企画人権課	
八東町	才代二共同作業所	才代二共同作業所	企画人権課	
八東町	中南共同作業所	中南共同作業所	企画人権課	
八東町	下南共同作業所	下南共同作業所	企画人権課	
八東町	八東町権草菌床培養施設	八東町権草菌床培養施設	企画人権課	
八東町	才代二水耕野菜栽培施設	才代二水耕野菜栽培施設	企画人権課	
八東町	八東町水稻育苗施設	八東町水稻育苗施設	企画人権課	

公 の 施 設 の 名 称 等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	姫路公園	姫路公園	産業課	八頭町姫路公園条例
郡家町	安徳の館	安徳の館	産業課	
船岡町	竹林公園	船岡竹林公園	産業課	八頭町竹林公園条例
八東町	八東町ふるりの森	八東ふるりの森	産業課	八頭町ふるりの森条例
郡家町	郡家町農村環境改善センター	国中改善センター	産業課	
郡家町	郡家町農村環境改善サブセンター	中私都改善センター	産業課	
郡家町	郡家町農村婦人の家	下私都改善センター	産業課	八頭町改善センター条例
八東町	八東町就業改善センター	八東就業改善センター	産業課	
郡家町	上私都生活改善センター	上私都改善センター	産業課	
郡家町	大門体験農園管理棟	大門体験農園管理棟	産業課	八頭町体験農園等施設条例
八東町	徳丸体験農園管理施設	徳丸体験農園管理棟	産業課	
八東町	八東町フルーツ総合センター	八東フルーツ総合センター	産業課	八頭町フルーツ総合センター条例
八東町	八東町フルーツの里食文化伝承館	八東フルーツの里食文化伝承館	産業課	八頭町フルーツの里食文化伝承館条例
郡家町	市場農村広場	市場農村広場	産業課	
郡家町	オアシス公園	オアシス公園	産業課	八頭町農村公園条例
船岡町	大江農村公園	大江農村公園	産業課	
郡家町	扇ノ山登山口駐車場	扇ノ山登山口駐車場	産業課	八頭町扇ノ山風の広場等施設条例
郡家町	風の広場展望台	風の広場展望台	産業課	
郡家町	中央公園	郡家中央公園	建設課	
郡家町	八東川水辺プラザ河川公園	八東川水辺プラザ河川公園	建設課	
郡家町	郡家公園	郡家公園	建設課	
船岡町	いぬい公園	いぬい公園	建設課	八頭町公園条例
船岡町	天満山公園	天満山公園	建設課	
八東町	東公園	東公園	建設課	
八東町	徳丸親水公園	徳丸親水公園	建設課	
郡家町	堀越団地	堀越団地	建設課	
郡家町	東市場団地	東市場団地	建設課	
郡家町	あづま団地	あづま団地	建設課	
郡家町	東郡家団地	東郡家団地	建設課	
郡家町	棟塚団地	棟塚団地	建設課	
郡家町	金石団地	金石団地	建設課	
郡家町	落岩団地	落岩団地	建設課	
郡家町	稲荷団地	稲荷団地	建設課	
船岡町	丸山団地	丸山団地	建設課	八頭町営住宅条例
船岡町	薬師団地	薬師団地	建設課	
船岡町	大江団地	大江団地	建設課	
船岡町	下野団地	下野団地	建設課	
八東町	北山団地	北山団地	建設課	
八東町	新興寺団地	新興寺団地	建設課	
八東町	才代二改良住宅	才代二改良住宅	建設課	
八東町	南団地	中南団地	建設課	
八東町	下南団地	下南団地	建設課	
八東町	下南改良住宅	下南改良住宅	建設課	

公の施設の名称等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	郡家簡易水道施設	郡家第1簡易水道	上下水道課	
郡家町	明辺簡易水道施設	明辺簡易水道	上下水道課	
郡家町	山志谷簡易水道施設	山志谷簡易水道	上下水道課	
郡家町	落岩・麻生簡易水道施設	落岩・麻生簡易水道	上下水道課	
郡家町	福地・野町簡易水道施設	福地・野町簡易水道	上下水道課	
郡家町	郡家町簡易水道施設	郡家第2簡易水道	上下水道課	
郡家町	大御門簡易水道施設	大御門簡易水道	上下水道課	
郡家町	池田簡易水道施設	池田簡易水道	上下水道課	
郡家町	花原簡易水道施設	花原簡易水道	上下水道課	
船岡町	船岡地区外簡易水道	船岡地区外簡易水道	上下水道課	
船岡町	隼地区簡易水道	隼簡易水道	上下水道課	八頭町簡易水道施設条例
船岡町	福井簡易水道	福井簡易水道	上下水道課	
八東町	八東町簡易水道	八東簡易水道	上下水道課	
八東町	日下部地区簡易水道	日下部簡易水道	上下水道課	
八東町	横田地区簡易水道	八東簡易水道	上下水道課	
八東町	茂田地区簡易水道	八東簡易水道	上下水道課	
八東町	日田地区簡易水道	日田簡易水道	上下水道課	
八東町	志谷地区簡易水道	八東簡易水道	上下水道課	
八東町	中地区簡易水道	中簡易水道	上下水道課	
八東町	用呂地区簡易水道	用呂簡易水道	上下水道課	
八東町	佐崎地区簡易水道	佐崎簡易水道	上下水道課	
郡家町	郡家町浄化センター	郡家浄化センター	上下水道課	八頭町浄化センター施設条例
八東町	八東町丹比中央浄化センター	丹比中央浄化センター	上下水道課	
郡家町	大御門地区農業集落排水処理施設	大御門農業集落排水施設	上下水道課	
郡家町	野町農業集落排水処理施設	野町農業集落排水施設	上下水道課	
郡家町	国中地区農業集落排水処理施設	国中農業集落排水施設	上下水道課	
郡家町	私都第1地区農業集落排水処理施設	私都第1農業集落排水施設	上下水道課	
郡家町	私都第2地区農業集落排水処理施設	私都第2農業集落排水施設	上下水道課	
船岡町	船岡町地区農業集落排水施設	船岡農業集落排水施設	上下水道課	
船岡町	破岩地区農業集落排水施設	破岩農業集落排水施設	上下水道課	
船岡町	隼地区農業集落排水施設	隼農業集落排水施設	上下水道課	八頭町農業集落排水施設条例
船岡町	大伊地区農業集落排水施設	大伊農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	八東中央農業集落排水施設	八東中央農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	日下部農業集落排水施設	日下部農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	安部中央農業集落排水施設	安部中央農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	下徳丸農業集落排水施設	下徳丸農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	用呂農業集落排水施設	用呂農業集落排水施設	上下水道課	
八東町	日田農業集落排水施設	日田農業集落排水施設	上下水道課	
船岡町	丸山地区地域し尿処理施設	丸山地域し尿処理施設	上下水道課	八頭町地域し尿処理施設条例
船岡町	新庄地区地域し尿処理施設	新庄地域し尿処理施設	上下水道課	
郡家町	私都第3個別排水処理施設	私都第3個別排水処理施設	上下水道課	八頭町合併処理浄化槽施設条例
八東町	竹市処理施設	竹市処理施設	上下水道課	八頭町小規模集排水処理施設条例
八東町	新宿団地処理施設	新宿団地処理施設	上下水道課	

公の施設の名称等

町名	現在の施設名	新町の施設名	新町所管課	新町の例規名
郡家町	郡家町立郡家東小学校	八頭町立郡家東小学校	教育委員会	
郡家町	郡家町立郡家西小学校	八頭町立郡家西小学校	教育委員会	
船岡町	船岡町立隼小学校	八頭町立隼小学校	教育委員会	
船岡町	船岡町立船岡小学校	八頭町立船岡小学校	教育委員会	
船岡町	船岡町立大江小学校	八頭町立大江小学校	教育委員会	
八東町	八東町立丹比小学校	八頭町立丹比小学校	教育委員会	八頭町立学校設置条例
八東町	八東町立八東小学校	八頭町立八東小学校	教育委員会	
八東町	八東町立安部小学校	八頭町立安部小学校	教育委員会	
郡家町	郡家町立中央中学校	八頭町立中央中学校	教育委員会	
船岡町	船岡町立船岡中学校	八頭町立船岡中学校	教育委員会	
八東町	八東町立八東中学校	八頭町立八東中学校	教育委員会	
郡家町	郡家町学校給食共同調理場	郡家町学校給食共同調理場	教育委員会	
船岡町	船岡町学校給食共同調理場	船岡町学校給食共同調理場	教育委員会	八頭町学校給食共同調理場条例
八東町	八東町学校給食共同調理場	八東町学校給食共同調理場	教育委員会	
郡家町	郡家町中央公民館	郡家公民館	教育委員会	
船岡町	船岡町中央公民館	船岡公民館	教育委員会	
八東町	八東町立中央公民館	八東公民館	教育委員会	
郡家町	郡家東地区公民館	郡家東地区公民館	教育委員会	
郡家町	郡家西地区公民館	郡家西地区公民館	教育委員会	八頭町公民館条例
船岡町	船岡町隼地区公民館	隼地区公民館	教育委員会	
船岡町	船岡町船岡地区公民館	船岡地区公民館	教育委員会	
船岡町	船岡町済美地区公民館	済美地区公民館	教育委員会	
船岡町	船岡町大江地区公民館	大江地区公民館	教育委員会	
郡家町	郡家町立図書館	郡家図書館	教育委員会	八頭町立図書館条例
郡家町	上私都体育館	上私都体育館	教育委員会	
郡家町	郡家町民体育館	郡家体育館	教育委員会	
郡家町	国中体育館	国中体育館	教育委員会	
郡家町	郡家町農業者トレーニング施設	大御門体育センター	教育委員会	
船岡町	船岡町農業者トレーニングセンター	船岡トレーニングセンター	教育委員会	
船岡町	集国民体育館	集国民体育館	教育委員会	
船岡町	大江国民体育館	大江国民体育館	教育委員会	
八東町	八東町農村勤労福祉センター	八東ふれあいスポーツセンター	教育委員会	
八東町	八東町若者体育館	八東若者体育館	教育委員会	
郡家町	第1郡家町民プール	上私都プール	教育委員会	
郡家町	中私都プール	中私都プール	教育委員会	
郡家町	下私都プール	下私都プール	教育委員会	八頭町社会体育施設条例
郡家町	第3町民プール	郡家プール	教育委員会	
郡家町	国中プール	国中プール	教育委員会	
郡家町	大御門プール	大御門プール	教育委員会	
船岡町	船岡町民プール	隼プール	教育委員会	
船岡町	済美プール	済美プール	教育委員会	
八東町	町民プール	八東プール	教育委員会	
郡家町	町民運動場	郡家運動場	教育委員会	
船岡町	多目的グラウンド	船岡運動場	教育委員会	
郡家町	郡家町宮野球場	郡家野球場	教育委員会	
郡家町	町民武道場	郡家武道場	教育委員会	
船岡町	船岡町屋内ゲートボール場	船岡屋内ゲートボール場	教育委員会	
八東町	八東町総合運動公園	八東町総合運動公園	教育委員会	八頭町総合運動公園条例
八東町	八東町体育文化センター	八東町体育文化センター	教育委員会	八頭町交流施設条例
八東町	交流広場	八東交流広場	教育委員会	八頭町交流広場条例

報告第 38 号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いの詳細について、次のとおり報告する。

平成 17 年 2 月 24 日提出

郡家町・船岡町・八東町合併協議会
会 長 竹 内 弘 人

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いの詳細について

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いの詳細について、別紙のとおり調整したので報告する。

協定項目	23. 各種事務事業の取扱い	事務事業項目	13. 児童福祉事業
細部事務項目	一時保育	専門部会名	住民部会
調整方針	4. 一時保育には、地域の実情に応じた施策であり現行のとおりとする。なお、利用料は合併時に調整する。		
現 況		具体的な調整の内容	
<p>①郡家町</p> <p>(1) 実施保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たから保育所 <p>(2) 利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,800円/日 <p>②船岡町</p> <p>(1) 実施保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隼保育所 <p>(2) 利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 2,000円/日 ・3歳以上児 1,800円/日 <p>③八東町</p> <p>(1) 実施保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹比保育所 ・八東保育所 ・安部保育所 <p>(2) 利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 1,924円/日 ・3歳以上児 1,804円/日 		<p>*一時保育に係る利用料は、町が別に定める保育料徴収基準額の最高階層の額を基礎とし、日額で定めるものとする。</p> <p>【平成17年度の利用料等】</p> <p>(1) 実施保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たから保育所 ・隼保育所 ・丹比保育所 ・八東保育所 ・安部保育所 <p>(2) 利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児 1,920円/日 ・3歳以上児 1,840円/日 	

説明事項

新町における町長及び議会議員の選挙日程（予定）について

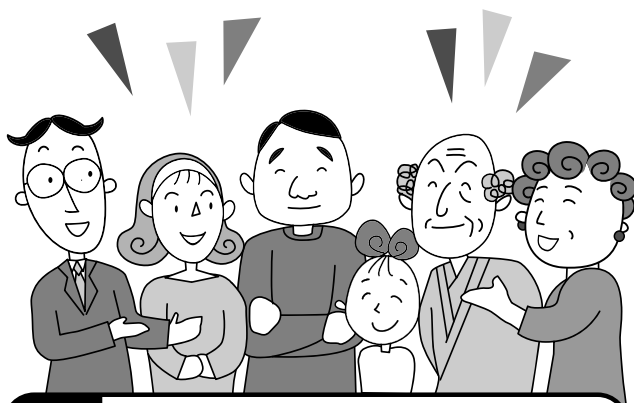
郡家町・船岡町・八東町選挙管理委員会合同会議を平成17年2月16日に船岡町役場において開催し、新町における町長及び議会議員の選挙日程（予定）について協議した。結果は、下記のとおりである。

記

- 1 町長及び議会議員の選挙日程（予定）
 - 1) 選挙期日
平成17年4月24日（日）
 - 2) 告示日
平成17年4月19日（火）
 - 3) 投票時間
原則午前7時から午後7時まで
- 2 立候補予定者説明会開催期日
 - 1) 日 時
平成17年3月24日（木）午前10時
 - 2) 場 所
現在の郡家町中央公民館
- 3 その他
 - 1) 八頭町暫定選挙管理委員会の開催（予定）
平成17年3月31日（木）

住民説明会 開催のお知らせ

いよいよ3月31日に『八頭町』
が誕生します。そこで、新町での各
種施策について、みなさまにご理解
頂くために次のとおり住民説明会を
開催します。



郡家町会場

日時 **3月8日火**
午後7:00 ▶ 午後8:30

場所 郡家町中央公民館

船岡町会場

日時 **3月7日月**
午後7:00 ▶ 午後8:30

場所 船岡町役場会議室

八東町会場

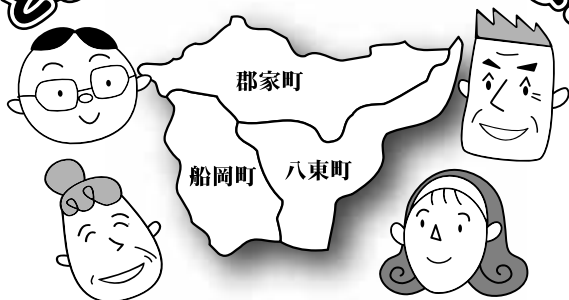
日時 **3月9日水**
午後7:00 ▶ 午後8:30

場所 八東町山村開発センター

日程

- ① 開会あいさつ
- ② 新町での各種施策について
〔八頭町の公共料金・役場の機構及び
各種手続きなど、生活に関するさま
ざまな施策について説明します。〕
- ③ 質 疑
- ④ 閉 会

どなたでもご参加いただけます



主 催 郡家町 船岡町 八東町 郡家町・船岡町・八東町合併協議会

お問い合わせ先 ▶ 郡家町・船岡町・八東町合併協議会 ☎ 0858-84-6111